

株式会社 IDC フロンティア
ホスティング・トライアルサービスに関する個別規程

第1条 (本規程の位置づけ)

1. 株式会社 IDC フロンティアは、本「ホスティング・トライアルサービスサービスに関する個別規程」(以下「本規程」といいます。)に定めるところにより、お客様に対して当社によるホスティング・トライアルサービス(以下「トライアルサービス」といいます。)の提供を行います。
2. 本規程は、当社の定める「ホスティングサービスに関する契約約款」(以下「基本約款」といいます。)に定義される個別規程に該当するものとし、本規程は基本約款に優先して適用されるものとします。
3. 本規程に規定ある場合を除き、本規程の用語はすべて基本約款に定める定義に従うものとします。
4. 本規程に規定のない事項については、本規程において明示的に排除していない限り、基本約款の各条項が適用されます。

第2条 (本規程の変更)

1. 当社は、本規程の内容を変更することがあります。
2. 前項により本規程の変更を行った場合、当社はお客様に対して変更後の本規程の内容を速やかに通知するものとします。

第3条 (用 語)

本規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1)「トライアルサイト」

当社がお客様に開示するトライアルサービスの提供を受けるために必要なウェブページ。

(2)「トライアルサービス」

試験的に又は検証目的で、当社が提供する本サービスのうち、サービス範囲記述書(名称の如何を問わず、トライアルサービスの仕様その他提供条件を定めたものをいい、以下「トライアルサービス範囲記述書」といいます。)に定める試験的に又は検証目的で提供するサービス。

(3)「トライアル契約」

本規程に従ってお客様がトライアルサービスの提供を受けるためのお客様との当社との間で締結されるトライアルサービスの利用に関する合意。

第4条 (トライアル契約の申込み)

1. トライアル契約の申込みは、(i)トライアルサイトにより申し込む方法、又は(ii)申込書により申し込む方法のいずれかにより行うものとします。
2. トライアルサイトにより申し込む場合には、お客様は、トライアルサイト上の申込フォームのすべての申告事項を漏れなく入力し、画面に表示される手順に従って申告事項を確認上、送信の操作を行うものとします。
3. 申込書により申し込む場合には、お客様は、当社が別に定める様式の申込書のすべての申告事項を漏れなく記入し、押印の上、これを当社に提出するものとします。

4. トライアルサイトにより申し込む場合には、お客様は、トライアル契約の申込みの前に当社と当社が定める会員規約に基づく会員契約を締結していることが必要です。
5. 前項のほか、お客様が利用できるトライアルサービスの種別・種類等及び提供条件等に制限・制約があります。お客様は、かかる制限・制約の有無及び内容を確認の上、トライアル契約の申込みをするものとします。
6. トライアル契約の申込みに際しては、お客様は、本規程及び基本約款の内容を確認するものとし、かかる申込みをした場合には、本規程及び基本約款の内容に同意したものとみなします。

第5条 (トライアル契約の成立)

1. トライアル契約は、前条のお客様による申込みに対して、当社がこれを承諾することにより成立します。
2. トライアル契約は、サービス仕様書（サービスレベル規程第2条（定義）に定義します。以下同じ。）又はトライアルサービス範囲記述書に定める契約の単位ごとに成立するものとします。
3. トライアル契約に別段の合意ある場合は、その合意が優先することとします。
4. 当社は、前各項その他本規程の規定にかかわらず、お客様に次の各号のいずれかの事由がある場合には、トライアル契約を締結しないことがあります。
 - (1) 個人のお客様が申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的にトライアル契約の申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - (2) お客様の申込に従ってトライアルサービスを提供することが技術その他の理由で困難であるとき。
 - (3) 申込の際に決済手段としてお客様が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされているとき、又は当社の指定する立替代行業者がお客様との立替払契約の締結を拒否したとき。
 - (4) お客様がトライアルサービスの料金又はその他の費用の支払いを怠り、若しくは怠る虞があるとき。
 - (5) お客様が提出した書類に虚偽の記載、誤記や記入漏れがあったとき。
 - (6) お客様に基本約款第13条（当社による本サービス利用契約の解除）第1項各号若しくは第2項各号の何れかに該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき。
 - (7) お客様が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様でトライアルサービスを利用し、又は利用する虞があるとき
 - (8) お客様が当社又は第三者の信用を毀損する態様でトライアルサービスを利用する虞があるとき
 - (9) お客様が、トライアルサービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様でトライアルサービスを利用する虞があるとき

- (10) お客様がトライアルサービスを人命に関わるような危険度の高い業務に利用する可能性があるとして判断したとき。
- (11) お客様が過去に当社からトライアル契約若しくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除され、又はトライアルサービス若しくは当社が提供する他のサービスの提供を停止されていたとき。
- (12) 上記各号のほか、当社が、お客様の申込に対して、継続的にトライアルサービスを提供することができないと判断するとき

第6条 (トライアルサービスの内容)

トライアルサービスの種別、種類、提供条件及びその制限、制約については、基本約款、本規程に定めるほか、サービス仕様書又はトライアルサービス範囲記述書に定めるものとします。

第7条 (トライアルサービスの利用条件)

1. お客様は、自己のほか、役員及び従業員（契約社員、派遣社員、アルバイト等の臨時雇用の者を含みます。総称して、以下「従業員等」といいます。）。にトライアルサービスを利用させることができるものとする。
2. お客様は、本サービス用設備のソフトウェア等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 当社は、お客様のトライアルサービスの利用状況等のデータを収集することがあり、又はかかるデータの提供をお客様に求めることができるものとします。
4. 当社は、前項により提供を受けたデータあるいは収集したデータをお客様に提供・報告する義務を負いません。
5. 当社は、トライアルサービスについて、可用性、信用性、障害復旧、セキュリティその他いかなるサービスレベルに関する品質保証も行わないものとします。
6. 当社は、トライアルサービス及び本サービス用設備について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合目的性その他いかなる事項に関する保証も行わないものとします。
7. 前各項に定めるほか、トライアルサービスの利用条件は、基本約款及びサービス仕様書又はトライアルサービス範囲記述書によります。

第8条 (利用期間)

トライアルサービスの利用期間は、トライアルサービス範囲記述書に定める期間とします。

第9条 (トライアル契約の終了及び本サービス利用契約の完結の意思表示)

1. トライアルサービスの利用期間の満了と同時にトライアル契約が終了するものとします。
2. トライアル契約終了時に、お客様が本サービス利用契約の完結の意思表示をしたときは、お客様と当社との間に本サービス利用契約が成立するものとします。
3. トライアルサイトにてお客様がサービス料金の設定を行うことによって前項の完結の意思表示をしたものとみなします。

第10条 (トライアル契約の解除)

トライアル契約の解除については、基本約款第 12 条及び第 13 条を準用します。

第11条 (データ等消去、契約終了時のデータ等の取扱い)

1. 当社は、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等が、当社所定の基準の容量を超えた場合、又は基本約款に添付のサービス利用規程第 6 条（禁止事項）第 1 項各号に掲げる行為に関連するものであった場合、若しくは同条第 4 項若しくは第 5 項に該当する場合、お客様に対し通知すること及び同意を得ることなく、現に登録若しくは蓄積しているデータ等を削除し、又はデータ等の送受信若しくは登録を停止することができます。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除又は送受信若しくは登録の停止に関し、補償その他いかなる責任も負いません。
3. 当社は、第 8 条第 1 項に基づいてトライアル契約が期間満了により終了した場合又は前条に基づいてトライアル契約が解除された場合、本サービス用設備等のデータ領域に登録又は蓄積されたデータ等を削除します。ただし、第 8 条第 2 項に基づいて本サービス利用契約が成立した時はこの限りではありません。
4. 前項によるお客様の直接並びに間接の損失及び損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第12条 (損害賠償)

お客様は、トライアル契約に違反して、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとします。

第13条 (免責)

1. 当社は、以下の事由によりお客様等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) トライアルサービスを構成するソフトウェア等に関する不具合、瑕疵、バグ等による損害
 - (2) トライアルサービスの利用に伴ってお客様が管理又は保管するデータ等の漏洩、滅失又は消失等による損害
 - (3) お客様がセキュリティリスクのあるソフトウェア等をトライアルサービス上で使用したことに起因する、又はお客様設備に起因するデータ等の漏洩、滅失若しくは消失等による損害
 - (4) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害
 - (5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (6) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (7) お客様設備の障害又は本サービス用設備等までのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害による損害
 - (8) 当社が導入しているコンピュータウイルス対策ソフトウェアが対応していない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備等への感染によ

る損害

- (9) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック又は通信経路上での傍受による損害
 - (10) 本サービス用設備等のうち当社の作成・制作に係らないソフトウェア等に起因して発生した損害
 - (11) 本サービス用設備等のうち、当社の製造に係らないハードウェア等に起因して発生した損害
 - (12) 当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (13) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分による損害
 - (14) その他当社の責に帰すべからざる事由による損害
2. 前項に定めるほか、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、トライアル契約に関して、当社がお客様に対して与えた損害について、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。
 3. 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、データ等の滅失又は消失等に基づく損害、トライアルサービスを医学、人命又は人体等に係る業務に利用した場合に生じた損害及びお客様の逸失利益については、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。
 4. 当社は、お客様等がトライアルサービスを利用することによりお客様と従業員等との間で生じたトラブル・紛争等について一切責任を負わないものとします。
 5. 当社は、トライアルサービスに関し、従業員等に生じた損害について、一切その賠償責任を負わないものとします。

以上

2011年8月25日 制定

2012年6月14日 改訂